

第2025-28172-0  
令和8年2月18日

北栄町長 手嶋俊樹様  
北栄町議会議長 前田栄治様  
北栄町教育委員会教育長 笠見隆志様  
北栄町農業委員会会長 竹原正純様

北栄町監査委員 森 耕 生  
(公印省略)

北栄町監査委員 奥 田 伸 行  
(公印省略)

#### 令和7年度第2回定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果を、同条第9項の規定により報告します。

#### 記

- 1 監査期間 令和7年11月17日（月）・20日（木）
- 2 監査対象 全課
- 3 監査概要
  - (1) 令和6年度補助金状況について  
各課から状況調書等を提出させ、担当課長等から聴取。
  - (2) 町有財産取得、処分、貸付状況について  
各課から状況調書等を提出させ、担当課長等から聴取。
  - (3) 現地視察  
施設等に立ち入って現地の状況確認を実施。

## 4 監査意見

### (1) 補助金状況について

#### ① 実績報告の遅延

補助金交付要綱において、事業完了の日から30日以内の実績報告書を提出することと定められているにもかかわらず、今回の監査において、事業完了後おおむね半年が経過した後に実績報告が提出されている事例が確認された。実績報告は補助金の適正な執行管理を行ううえで不可欠な手続であり、提出の遅延は、事業の効果検証や執行状況の把握を困難にさせるだけでなく、事務処理の適正性にも影響を及ぼすおそれがある。

今後は、補助金交付要綱に定める期限を遵守し、適時適切な実績報告が行われるよう、関係部署において適切な指導及び管理が図られることを望む。

#### ② 返還金算定資料の誤り

事業完了後に作成された返還金算定資料に基づき算定した返還額と、実際に収納された返還額との間に相違がある事例が確認された。

補助金の返還額は、事業の実績に応じて適正に算定する必要があり、算定誤りが生じた場合には、補助金の適正な執行及び財務管理に支障を来すおそれがある。

今後は、返還金算定資料の算定根拠及び計算内容を再確認するなど、内部チェック体制の強化を図り、誤りのない返還額を算定するよう適切な対応が求められる。

### (2) 町有財産取得、処分、貸付状況について

本監査では、町有財産に係る管理運営の状況、利活用の取組状況等について監査を行った。財産台帳の整備、維持管理については、規則、要綱等に基づき執行されており、おおむね適正と認められる。

今後は、施設設備の老朽化に伴う維持管理費の増大による財政の圧迫も懸念されることから、処分も含めた利活用への積極的な取組が重要である。

### (3) 現地視察

現金並びに郵便切手、町指定ゴミ袋の実際有高と帳簿残高を突合し、残高相違がないことを確認した。また、帳簿の備え付け状況、現金等の保管状況を確認し、適正に管理されていることを確認した。